



あおぞら

岡田じゅん子事務所 〒191-0002 日野市新町 1-16-16
(電話・FAX 042-586-6206 岡田：042-808-8307)

第054号

発効責任者
小林 進

部内資料

9月議会一般質問 日野市のひきこもり支援策 現状と課題

市議 岡田じゅん子

日野市は、昨年、ひきこもり実態調査を行いました。その調査によって、市内には、のべ561人の当事者の方がいらっしゃるとの結果が公表されています。その他にわかったことは次のとおりです。

◎就職氷河期世代の方が多く、求職活動で挫折を経験するなど、さまざまな不安や葛藤の中におかれている状況にあると推測される。こうした方々には就労だけを目標にせず、それぞれのペースに合わせて伴奏支援をしていくことが大切。

◎当事者の多くの方がご家族と同居しているが、ご家族の多くが高齢化しており、



8月10日、ひきこもり施策の視察に、江戸川区役所へ

いわゆる8050問題の深刻な状況が見えてきた。家族だけで不安など問題を抱え込んでしまわないよう安心できる居場所につなげることが必要。

◎ひきこもり期間が長期化する事例が多い。不登校などに対する早期支援が重要になってくる。

「ひきこもり」はあくまでも状態をさす言葉であり、当事者の方おひとりおひとりで、抱える事情は全く異なります。お一人ずつ求める支援の形も異なることから、相談や啓発、居場所といったさまざまな支援メニューを連結連動させた、重層的で伴奏型の支援をしっかりとこなっていくことが、今後の課題と認識していることでした。

◆西平山地域に開所した

居場所支援事業『たきあいあい』

そうした課題認識のもと、先月23日には、ひきこもりを始め孤立をふせぐための居場所支援事業として、空き家を活用した居場所づくり事業がスタートしています。

「みんなの居場所をみんなでつくる」をコンセプトに、家以外にホッとできる場所や、社会的交流を提供することを目的として開設され、ひきこもり相談をされた方で、居場所を求めている方などに個別に紹介し、つないでいく方法をとって

いることでした。

◆日野市における

ひきこもり支援の「これから」

市内のひきこもりの方の人数は、内閣の調査にもとづく人口比率で考えれば、実際には1000人程度はいると考えられ、今後、相談需要が高くなる可能性が予想されます。

現在、福祉の初期総合相談窓口であるセーフティネットコールセンターが、相談を受けながら、支援策の政策化にあたっていきます。

9月議会の一般質問で、私は、「今後、支援策を政策化する専門チームを作るなどの組織体制づくりが必要ではないか」と提案し、市長は「ご指摘いただきましたようにしっかりと考えていきたい」と答弁しました。



居場所支援事業『たきあいあい』のリビング

違法・税金の不正使用

日野市は全面的に説明を 市議会には責任を果たせ

河内元副市長による区画整理組合の詐欺事件は、2013年から偽装をやっていたことが今年3月の市議会ではつきりしましたが、まだ2018年の分しか返還されていません。

また元副市長が主導した民間保育園建設でも架空工事に600万円以上の補助金を出した疑惑が出てきました。都道から保育園に行く道は広く立派な道ですが、これを作った工事図面も支出伝票もないというのです。買物物を頼まれたら、レシートや領収書をとっておくのは当たり前のことです。



9月1日市議会開会日 市役所前

搬入路の裁判では、最高裁判所が市側の違法を認めました。

日野市は違法を重ね税金を不正に使用してきた問題を全面的に説明してほしい、市議会がその役割を發揮してほしいと、私たちも、地域でハンドマイクで訴え、市議会に調査特別委員会を設置せよとお宅を回って署名を集めました。ところが9月13日の企画総務委員会で請願が不採択になりました。与党派は、何の根拠も説明もなしに「市は説明をすすめている、議会は責任をはたしている」というばかりです。疑惑解明の幕引きを私たちは絶対に許しません。

(神明 磯崎)

調 査 (決定)	
事件の表示	令和4年(行七)第200号
決定日	令和4年9月8日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長	正 品厚也 副 山 浩 裁判官 山 浩 裁判官 山 浩 裁判官 山 浩
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所令和2年(行ニ)第246号(令和3年12月15日判決)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第1 主文 1 本件を上告審として受理しない。 2 申立費用は申立人の負担とする。	

市に損害を与えた大坪市長に対して
2億5千万円を市に支払う義務が確定した最高裁判所の決定文書(部分)

お住まいの地域の危険箇所 など、情報をお寄せください

市民の方から、市内の子育て関連施設そばの道路に「横断歩道をつくりたいので協力してほしい」とのご相談が寄せられました。今後、交通量調査を行い、隣住民の方と一緒に署名をあつめるなどの活動に取り組んでいきたいと考えています。

道路の凸凹や、見通しの悪い曲がり角、「止まれ」の道路表示が消えかかっているなど、お住まいの地域に危険な箇所がありましたら、ぜひ岡田じゅん子事務所まで情報をお寄せください。

今年の夏は酷暑でしたが、我が家の前は黒川湧水の大池、池のまわりや水辺は樹木に覆われ涼しいこと。涼を求めて大勢の人がやってきました。特に小さな子どもたちのうれしそうな表情には、顔がほころんでしまいます。

しかし、恐怖の「枯葉」の季節がやってきます。若い頃は「枯葉よ」と口ずさみながら楽しんでいましたが、昨今はそうはいきません。足腰の衰えた高齢者が「フウフウ」云いながら枯葉と悪戦苦闘しています。ご近所の方がこの苦難解消のため市役所にお願に行きましたが、ケンモホロロの対応でした。岡田じゅん子市議に「何とかして」と頼んだらすぐに交渉してくれました。市はさっそく第一コーポ前の木の枝を払ってくれました。

声を上げれば事態は動きましたが、私たちの「苦闘」には焼け石に水です。市に今後の予定を尋ねました。「今各地で同じ問題が多くあり、黒川公園では枯れた木、危険な木などにビニールひもで印をつけ順次伐採を進めたいが・・・」という事でした。予算の問題のようでしたが、「どっかで税金のムダづかいをしていませんか？」と言いたいところです。

(東豊田 吉川)



《2022年10月の無料法律相談》

市役所6回共産党控室 午後1時～3時 10月13日(木)
※予約が必要です。岡田じゅん子 ☎042-808-8307



◎本紙へのご意見、ご感想をお寄せください